



令和元年度多文化共生地域会議 総務省の取り組み

総務省自治行政局国際室

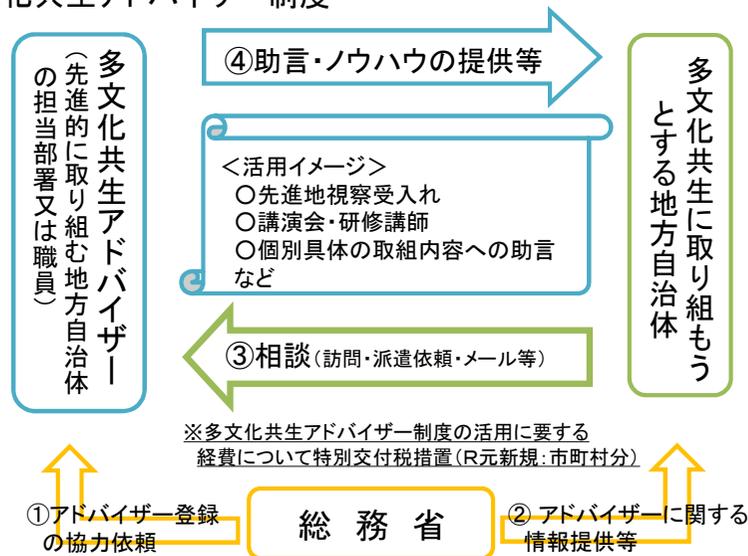
地域における多文化共生の取組状況等

- 在留外国人数は、約264万人(2018年6月末)と過去最高となっているとともに、多国籍化も進展している。
- 地方自治体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況は、2018年4月1日現在、都道府県・指定都市ではほぼ全ての団体で策定されている一方、市区町村では取組に濃淡がある(市区町村の策定割合は約44%)。
- 地方自治体へのアンケート調査の結果によると、重点的に取り組んでいる分野等として、多言語対応、教育・日本語学習支援、防災といった分野が多く挙げられた。また、先進的な取組の共有が期待されている分野も同様の傾向が示されるとともに、先進的な取組の共有に関するニーズの高さがうかがえた。

多文化共生に係る優良な取組の新たな共有手法

- 先進的な取組の共有に対する地方自治体のニーズは高く、先進的な地方自治体の取組事例を横展開し、全国的に市区町村レベルでの取組を一層加速させていくことが求められている。
- 多文化共生に係る優良な取組の共有を促進していくため、新たな共有手法として、「多文化共生アドバイザー制度」の創設や「多文化共生地域会議」の開催に係る仕組みや運用方法等について検討。

(1) 多文化共生アドバイザー制度

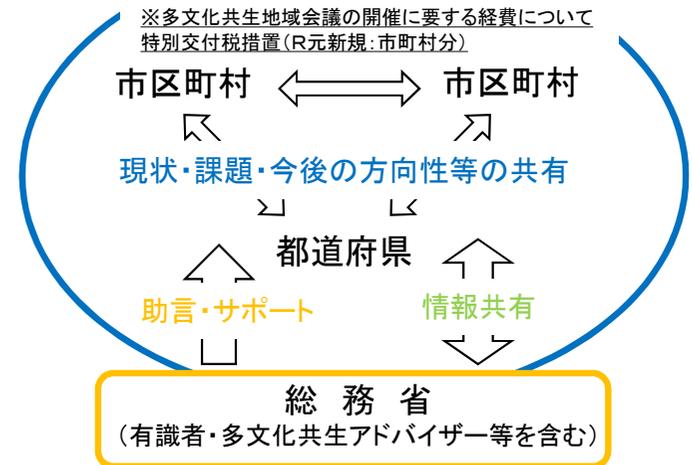


<活用の流れ>

- ・総務省はアドバイザー名簿を作成し、アドバイザーに関する情報提供等を実施。
- ・活用を希望する地方自治体は、アドバイザー名簿を参考にして相談。
- ・総務省はアドバイザーの活用実績を地方自治体に共有し、活用促進を図る。

(2) 多文化共生地域会議

都道府県単位(地域ブロック単位等での開催も可)で開催



<開催形式>

- ・都道府県による開催(地域ブロック単位や複数の都道府県合同での開催も可)。
- ・本会議の開催を促進するため、総務省においても希望する都道府県との共催(年間5~6ヶ所程度)を行う。

<開催内容(イメージ)>

- ・国の施策・全国の取組状況等の紹介
- ・都道府県内の取組状況等の発表
- ・多文化共生アドバイザー等による講演、事例紹介
- ・グループ討議 等

多文化共生の取組事例等

- 研究会の中で発表等された主な取組事例と、近年多文化共生の観点からも活用が広がっている「JETプログラムの活用」について紹介
 - (1) 地方自治体の窓口等における多言語対応
 - (2) 児童生徒の教育・日本語学習支援
 - (3) JETプログラムの活用

地方自治体の窓口等における多言語対応の取組事例（島根県）

＜島根県＞総人口※：678,664人
うち、外国人住民数※：8,875人（外国人住民割合：1.31%）

国籍・地域別外国人住民数※（上位3か国）：

ブラジル（3,627人）、中国（1,334人）、ベトナム（1,146人）

※総人口：平成31年1月1日現在

※外国人住民数：平成30年12月末現在

①行政・生活情報の多言語化

（「しまね国際センター」の取組）

■外国語相談

（英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語）

■コミュニティ通訳ボランティア

（英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語他）



その他ボランティア育成・登録、多言語による生活情報の提供等

②外国人相談体制充実事業

（外国人地域サポーター事業）

外国人住民と行政・支援団体等の橋渡し役として、外国人住民200人以上の7市に「外国人地域サポーター」を知事名で委嘱

i サポーターの活動内容

- ・外国人住民への情報提供
- ・外国人住民の現状・ニーズ把握
- ・市町村や関係団体等との連絡調整
- ・相談窓口の紹介・同行支援



ii 地域数及びサポーター数

- ・松江、浜田、出雲、益田、大田、雲南、江津の各地域に1～2名

iii 報酬等

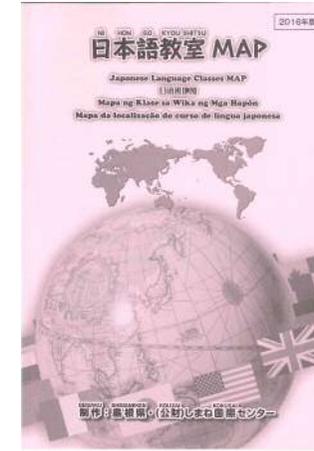
- ・無報酬。ただし、活動費として月額5,000円を支給。

【主な効果】

- ・サポーターが知事委嘱の名刺を持つことにより、行政機関、地域企業等への相談がしやすくなり、外国人住民に親身な対応が可能となった。
- ・定期的な連携会議での報告・意見交換により、市の担当者が地域の課題を理解するとともに横連携をして対応しようという意識が出てきた。



■「やさしい日本語」の普及



■日本語教室マップ作成



■防災への意識啓発

③県立中央病院における受入体制の整備

i 診察等に利用するテレビ電話通訳システムの導入

- ・ポルトガル語、中国語、英語、ベトナム語等12か国語に対応
- ・詳細なコミュニケーションを必要とする場合に有効

ii 受付等で利用するタブレット案内表示器

- ・ポルトガル語、中国語、英語、ベトナム語
- ・質問・回答を画面選択することにより案内

iii その他の多言語化の取組

- ・ホームページ
- ・外来の院内表示
- ・説明書、同意書等



地方自治体の窓口等における多言語対応の取組事例（山梨県甲府市）

※平成31年1月1日現在

＜山梨県甲府市＞ 総人口※：188,777人
うち、外国人住民数：5,322人（外国人住民割合：2.89%）

国籍・地域別外国人住民数※（上位3か国）：
中国（1,498人）、韓国（1,037人）、ベトナム（511人）

①行政・生活情報の多言語化

・多言語配布

生活ガイドブック、自治会加入マニュアル

対応言語：5言語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語）

防災マニュアル

対応言語：5言語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語）

②多言語音声翻訳アプリ「Voice Tra」の活用

・2017年5月からVoice Traの活用を開始するとともに、
同年11月からVoice Tra技術を活用した自治体向け音声翻

訳

システムの実証実験に協力

・現在、外国人对応の多い5カ所（総合案内、市民課、健康増進課
子ども支援課と子ども保育課駅前窓口センター）で対応

③外国人相談対応等の充実

[外国人相談員の配置]

- ・配置人数：3人（対応言語：英語1人、中国語1人、韓国語1人）
- ・平日午前9時から午後4時まで外国人相談窓口を開設
- ・「おもてなしの心」で「やさしい日本語」を使い、わかりやすく説明
- ・行政相談（庁内）の通訳で各担当窓口へ帯同
- ・行政関連の多言語パンフレットの設置

[やさしい日本語・異文化体験サロンの開催]

- ・内容：やさしい日本語会話（初級日本語講座）
異文化体験（日本文化・社会習慣の体験や知識の習得）
- ・講師：外国人相談員、多文化共生担当職員、外部講師、職員
- ・会場：市役所市民活動室
- ・実績：平成30年度全8日（昼の部と夜の部の2回/日）開催

平成29年度相談状況

国籍別 内容	面談内 容	在 留	戸 籍	国保	年 金	住 宅	就 労	税 金	妊 娠 出 産	就 学	医 療	自 動 車	消 費 生 活	そ 他	計
中国		228	43	82	15	33	27	35	21	29	24	17	7	42	603
韓国		126	23	76	11	12	1	25	5	5	6	10	11	44	355
フィリピン		84	34	27	3	15	11	5	14	7	7	5	6	14	232
ベトナム		47	7	6	0	3	0	4	0	0	0	5	0	1	73
ブラジル		26	10	6	0	3	4	3	0	5	1	2	2	5	67
インド		20	0	4	2	0	0	2	0	0	0	1	0	1	30
タイ		45	12	9	2	0	0	1	6	3	3	1	0	2	84
その他		205	29	47	6	13	19	23	6	14	9	23	11	24	429
計		781	158	257	39	79	62	98	52	63	50	64	37	133	1873

音声翻訳アプリ利用の様子



地方自治体の窓口等における多言語対応の取組事例（愛知県一宮市）

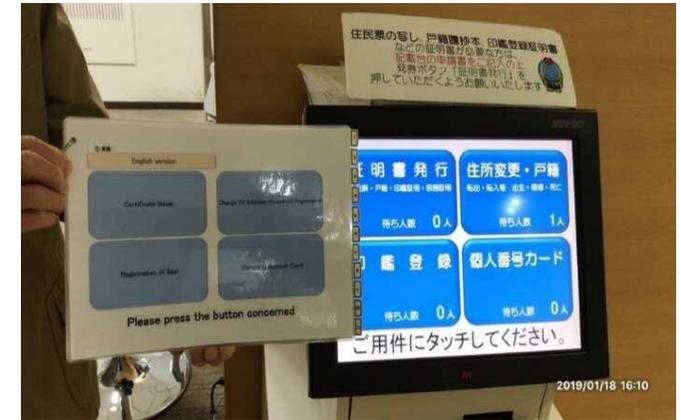
※平成31年1月1日現在

＜愛知県一宮市＞ 総人口※：385,609人
うち、外国人住民数：6,102人（外国人住民割合：1.58%）

国籍・地域別外国人住民数※（上位3か国）：
フィリピン（1,620人）、中国（1,492人）、韓国・朝鮮（1,013人）

①行政・生活情報の多言語化

- ・市ウェブサイトの多言語翻訳
対応言語：3言語（英語、中国語、韓国語）
- ・一宮市ごみ分別アプリ「ゴミチェッカー」の配信
対応言語：4言語（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語）
- ・番号発券機タッチパネル用の言語別案内シート（市民課・保険年金課窓口で活用）
対応言語：12言語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、フランス語、ヒンディー語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、ネパール語、ロシア語）
- ・国際交流ニュース「かけはし」の多言語化
対応言語：3言語（英語、中国語、韓国語）
発行頻度：年3回



番号発券機タッチパネル用の言語別案内シート

②「テレビ電話による通訳サービス」の導入

- ・導入時期：2016年5月から尾張地区で初めて「テレビ電話による通訳サービス」を導入
- ・導入台数：タブレット端末合計10台（本庁舎窓口：6台、分庁舎、保健センター：4台）
庁舎外での活用のためSIM内蔵タブレット端末を平成31年度導入予定（1台）
- ・対応言語：12言語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、フランス語、ヒンディー語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、ネパール語、ロシア語）
（対応言語以外の言語の方が来庁時は多言語音声翻訳アプリ（Voice Tra）にて対応）
- ・導入効果：通訳の同伴が必要だった導入前に比べ、外国人の方が1人でも来庁しやすくなった
窓口時間の短縮、職員の事務負担の軽減



テレビ電話による通訳サービス活用の様子

年度別相談件数実績（平成28年5月～平成30年12月末まで） 韓国語、タイ語、フランス語、ヒンディー語、ロシア語は実績なし

	英語	中国語	ポルトガル語	スペイン語	フィリピン語	ベトナム語	ネパール語	
平成28年度		23	9	10	1	4	1	0
平成29年度		39	18	20	9	15	9	1
平成30年度		35	42	22	28	20	13	2

多文化共生事例集の作成

背景

平成18年3月：総務省において「地域における多文化共生推進プラン」(※)を策定し、地方自治体に通知

(※)地方自治体において、多文化共生の推進に関する指針・計画を策定する際に参考となる考え方を整理したもの

⇒ 同プラン策定・通知から10年が経過し、外国人住民の多国籍化・高齢化など外国人を取り巻く状況も変化

優良な取組の全国的な普及・展開が必要

多文化共生事例集

多文化共生推進プランから10年

共に拓く地域の未来

(1) コミュニケーション支援(9事例)

① 多言語・「やさしい日本語」による情報提供(6事例)

- ・外国人からの119番通報時や、災害・救急現場における外国人との対応時に、民間の通訳を介した多言語対応を実施
- ・災害発生時に母国語を問わず広く情報を伝えることのできる、外国人にわかりやすい「やさしい日本語」の研究・公表 など

② 大人の日本語学習支援(3事例)

- ・地域生活に密着する「生きた日本語」の学習機会の提供
- ・地域の日本人住民が外国人住民の日本語学習を支援するボランティアとして参加し、住民同士の交流の場にもなっている日本語教室の運営 など

(2) 生活支援(28事例)

① 居住(2事例)

- ・多言語による相談が可能な不動産業者の紹介
- ・入居後のトラブル等に関する多言語での相談窓口の運営

② 教育(10事例)

- ・就学前の外国人の子どもを対象に初期の日本語指導及び学校生活指導を行う「プレスクール」の実施
- ・外国人の子どもへの不就学解消を図るための継続した実態調査や就学支援等の実施
- ・外国籍親子の放課後の居場所づくり など

③ 労働環境(4事例)

- ・日本に移住した外国人を親に持つ第2世代による第2世代のための就職支援
- ・介護職を希望する外国人に対する資格取得支援や就業支援 など

④ 医療・保健・福祉(6事例)

- ・外国人患者と医師との間の円滑な意思疎通のために派遣される医療通訳の仕組みづくり
- ・多様な出身国のスタッフによる外国人高齢者に対する介護・福祉サービスの提供 など

⑤ 防災(6事例)

- ・外国人住民が企画・運営する防災訓練の実施
- ・外国人住民の中心となって活動するとともに、日本人住民とのパイプ役を担う「外国人防災リーダー」の育成
- ・災害時における外国人支援サポーターの相互派遣 など

(3) 多文化共生の地域づくり(9事例)

① 地域社会における多文化共生の啓発(4事例)

- ・外国人住民を含む地域住民が農作業等を通じて交流を深めるガーデンの開設
- ・留学生やJETプログラム参加者などの外国人住民による地域の子どもたちへの異文化交流体験の提供 など

② 外国人住民の自立と社会参画(3事例)

- ・外国人住民が企画・運営する街歩きツアー等のイベントの実施 など

③ 多文化共生に関わる体制づくり(2事例)

- ・多文化共生担当部局に限らず幅広い分野の自治体職員等を対象とした多文化共生に関する研修の実施 など

(4) 地域活性化やグローバル化への貢献(6事例)

① 地域活性化への貢献(3事例)

- ・日本在住歴の長い外国人住民が、日本人には自国の文化を、外国人には日本の文化を伝えることを通じ、地域の国際化に貢献
- ・外国人の視点から見た地域の魅力をSNS等により発信 など

② グローバル化への貢献(3事例)

- ・外国人が発掘した新たなアウトドア観光メニューにより、通年観光が実現し、雇用機会の創出に貢献
- ・地域の留学生と企業をマッチングする会議の開催を通じ、地元企業の海外進出等に貢献 など

多文化共生施策の更なる推進に係る新たな地財措置について

- 在留外国人の一層の増加が見込まれる中、多文化共生の推進は、地方公共団体にとって、ますます重要な課題。
- 総務省では、地方公共団体が多文化共生施策を推進していくに当たり生じる財政負担について、新たな地方財政措置を講じることとしている。

<新たな地方財政措置の創設>

措置項目	地財措置（R元～）
<p>(1) 一元的相談窓口の整備</p> <p>外国人受入環境整備交付金事業（法務省所管）の地方負担分</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】（法務省）外国人受入環境整備交付金の措置概要（R元当初予算額 10億円）</p> <p>対象団体：都道府県、指定都市及び外国人が集住する市町村（特別区を含む。） ※全国約100か所</p> <p>対象経費：一元的相談窓口体制の維持・運営に要する経費</p> <p>交 付 額：必要経費の1/2（限度額1千万円）</p> </div>	<p>（都道府県分）</p> <p style="text-align: center;">普通交付税措置</p> <hr/> <p>（市町村分）</p> <p style="text-align: center;">特別交付税措置</p>
<p>(2) 行政情報・生活情報の多言語化の推進（地方単独事業分）</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="background-color: #ffffcc; display: inline-block; padding: 2px;">措置概要</p></div> <p>対象団体：市町村（上記（1）の交付団体の交付金対象経費を除く。）</p> <p>対象経費：<u>通訳業務の委託費、翻訳機器（タブレット端末）の配備に要する経費、行政・生活情報の翻訳に要する経費 等</u></p>	<p>（市町村分）</p> <p style="text-align: center;">特別交付税措置</p>
<p>(3) 多文化共生アドバイザー制度・多文化共生地域会議への支援</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="background-color: #ffffcc; display: inline-block; padding: 2px;">措置概要</p></div> <p>対象団体：全市町村</p> <p>対象経費：<u>多文化共生アドバイザーの活用</u>に要する経費（旅費等）、<u>多文化共生地域会議の開催</u>に要する経費 等</p>	<p>（市町村分）</p> <p style="text-align: center;">特別交付税措置</p>

災害時外国人支援情報コーディネーターを養成するための研修について

背景・経緯

- 2016年に総務省において「情報難民ゼロプロジェクト」を開催し、同アクションプラン(2016年12月)で、2020年の目指す姿の一つとして、避難所等にいる外国人被災者への情報伝達を支援するコーディネーターの配置が提示。
- 「災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会」(2017年度)において議論。
- 上記検討会での議論を踏まえ、2020年を目途に、まずは都道府県及び指定都市での配置が可能となるよう、「災害時外国人支援情報コーディネーターを養成するための研修」を2018年度から実施。

2018年度研修概要

日程:2019年2月21日(木)~22日(金) 場所:総務省自治大学校

対象:地方自治体、地域国際化協会、市区町村の国際交流協会の職員等で、以下のいずれかの要件を満たす者

- ・災害時に外国人支援にかかる対応を行った経験を有する者
- ・「災害時における外国人への支援セミナー」(全国市町村国際文化研修所(JIAM)・一般財団法人自治体国際化協会共催)を修了した者

受講経費:無料(ただし、旅費、宿泊費、食費は自己負担)、参加者数:57名

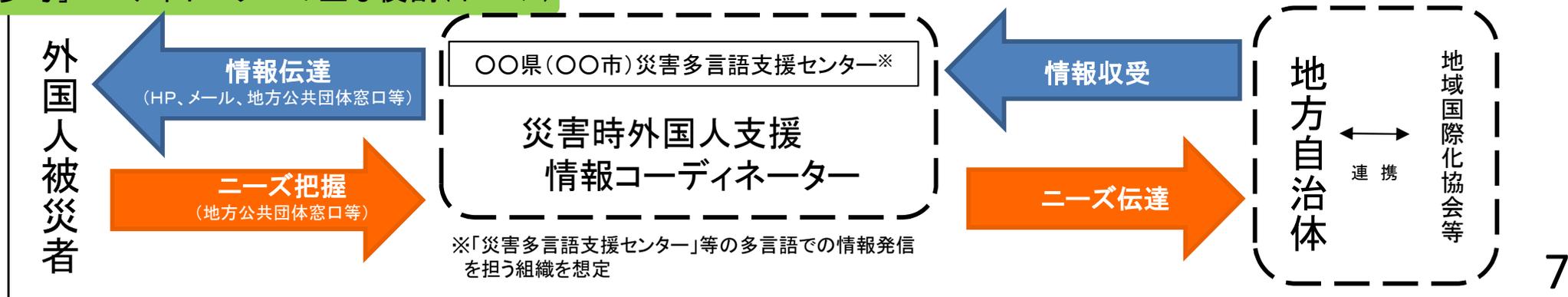
本年度のスケジュール

7~8月 都道府県に対し、受講者の推薦依頼

10月23~25日 全国市町村国際文化研修所(JIAM)において「災害時における外国人への支援セミナー」が開催

12月以降(未定) 「災害時外国人支援情報コーディネーターを養成するための研修」の実施

[参考]コーディネーターの主な役割(イメージ)

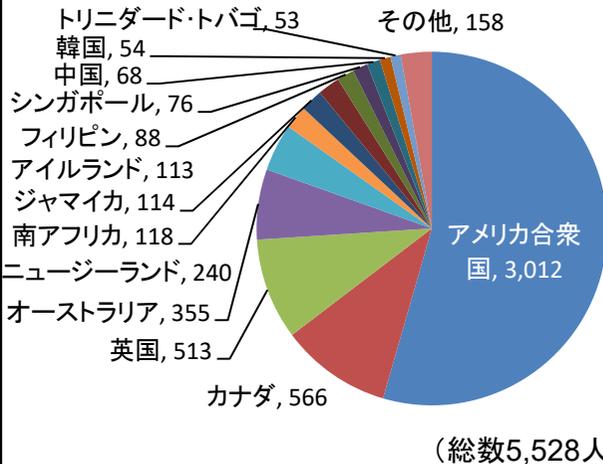


JETプログラムについて "The Japan Exchange and Teaching Programme"

JETプログラム:外国青年を日本に招致、地方自治体等が小中高校での外国語教育・自治体での国際業務に活用するプログラム
 ⇒令和元年で設立33年:累計で世界73か国から約68,570人の外国青年を招致する世界最大規模の人的交流プログラム
 ⇒小学校での英語教育早期化やオリンピック・パラリンピック向けの国際交流(ホストタウン等)などに有為な人材を供給

(1) 平成30年度の状況

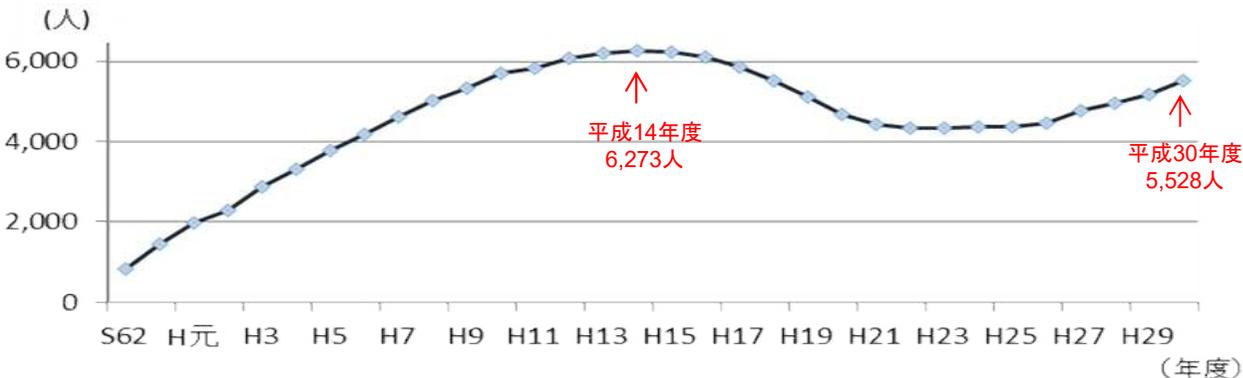
◆ 招致国別の内訳



◆ 職種別内訳

- ALT (Assistant Language Teacher: 外国語指導助手) : 5,044人**
 ⇒ 教育委員会や学校で、外国語教員等の助手として職務に従事
- CIR (Coordinator for International Relations: 国際交流員) : 472人**
 ⇒ 地方公共団体の国際交流担当部局等で国際交流活動に従事
- SEA (Sports Exchange Advisor: スポーツ国際交流員) : 12人**
 ⇒ スポーツを通じた国際交流活動に従事

◆ 招致人数の推移



※平成30年度招致人数は、「平成30年度語学指導等を行う外国青年招致事業」の参加者数(H30.7.1時点)

(2) 地方財政措置

◆ 都道府県

(金額はH30年度)

- 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費(報酬・旅費など)について、普通交付税措置^{※1}**
 (標準団体(人口170万人)の場合、約2億4千万円(JETプログラムコーディネーター^{※2}に係る経費の地方交付税措置含む。))
- 私立学校におけるJET参加者の雇用に係る都道府県の助成経費について、特別交付税措置**
 (算定:地方単独事業で一人上限590万円×0.5)

◆ 市町村

- 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費(報酬・旅費など)について、当該団体のJET参加者数に応じた額を普通交付税措置^{※1}**
 (標準団体(人口10万人)の場合、118万円+JET参加者数×472万円)^{※1}
- JETプログラムコーディネーター^{※2}に係る経費について、特別交付税措置**
 (算定:地方単独事業で直接要する経費×財政力補正係数×0.5)

※1 R元年度より、JET参加者の任用に要する経費(一人当たり)に係る普通交付税措置額(590万円)について602万円に増額。

※2 プログラムコーディネーターとは、JET参加者の地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援する人材をいう。

<業務内容例>

- ・JET参加者が日常生活を送る上で必要な情報の提供や相談
- ・緊急事態(病気、事故等)への対応支援
- ・JET-ALTと教育委員会担当者や学校との連絡調整の支援

CIR(国際交流員)について

- ・高い日本語能力(N2以上)を有する人材を選考し、近年では、**インバウンド対策**や**海外販路開拓**、**多文化共生等**の業務に従事するなど、地域の国際交流の幅広い分野で活躍(平成30年度:257自治体等が任用、39か国、472人)
- ・「主に国際経済交流分野で外国人材を活用したい地方公共団体」と「その分野の業務に関心がある応募者」とのマッチングに配慮したあっせん対応を今年度から開始するなど、**インバウンドや海外販路開拓等に従事するCIRの活用を促進**



外国人観光客を案内するフランス人CIR
(群馬県富岡市)

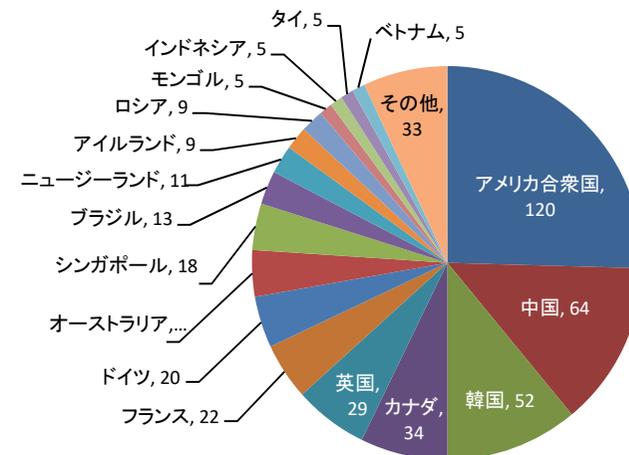


海外の旅行会社との商談会に臨むカナダ人CIR
(兵庫県豊岡市)



窓口で外国人住民へ説明するアメリカ人CIR
(広島県福山市)

<JET-CIRの国別参加状況(H30)>



SEA(スポーツ国際交流員)について

- ・スポーツを通じた国際交流活動に従事するSEAについて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に係るホストタウン事業での活用を促進

(平成30年度:秋田県-フィジー(ラグビー)、山形県長井市-タンザニア(陸上)、滋賀県米原市-ニュージーランド(フィールドホッケー)、京都府京丹波町-ニュージーランド(フィールドホッケー)、佐賀県-フィジー(ラグビー)、大分県-ニュージーランド(フィールドホッケー))

ALT(外国語指導助手)について

- ・小学校・中学校・高等学校の外国語活動や外国語科の授業等で活躍(平成30年度:993自治体等が任用、30か国、5,044人)
- ・新学習指導要領の実施(小学校は平成32年度より、中学校は平成33年度より全面实施。高等学校は平成34年度より年次進行で実施。)を踏まえ、JET-ALTの更なる活用を促進